

## 2025. 5. 15 第62回口頭弁論期日後の記者会見要旨

本日は、第62回口頭弁論期日でした。前回の3月18日の期日から約2か月が経ちました。

2011年5月14日に政府の要請で浜岡原発の全炉が停止してから14年経ちました。周辺11市町の首長への新聞社のアンケートでは、再稼働を認めると回答した市町は1つもなかったし、賛否の立場を決めかねている市町が殆どとのことでした。避難計画の実効性についての疑問を呈する市町もあったとのことでした。実効性のある避難計画の策定は不可能だと私たちは考えています。そういうことを私たちは、住民の皆さんにきちんと伝えていかなければなりません。

さて、今回の期日で、中部電力は、準備書面49, 50, 51を提出しました。特に目新しい主張はありません。中部電力は、浜岡原発が、マグニチュード8クラスの巨大地震が100から150年程度の間隔で繰り返し発生している南海トラフ沿いの震源断層域に位置していることを十分に認識しているといいます。そのため、繰り返し、地震動の想定を見直しているとのことでした。見直す度に、地震動が大きくなります。当初450ガルとか600ガルとしていた想定地震動が、今は、1200ガルとか2094ガルとなっているとのことでした。当初の設計が余裕を持たせた耐震設計だったとしても、目標地震動を最大加速度約1000ガルとした耐震余裕度向上工事を行っただけで、今後、更なる改造工事を行わなくても1200ガルとか2094ガルの地震動に耐えうる設計になっていると言います。そんなことが信じられますか。目標地震動を最大加速度約1000ガルとした耐震余裕度向上工事は、いったい、どういう根拠に基づいて行ったものなのでしょうか。

また、南海トラフでは、マグニチュード8クラスの巨大地震が100から150年程度の間隔で繰り返し発生しているのですから、原発敷地の直下か近傍に逆断層の痕跡があるはずではないでしょうか。中部電力は、H断層系という重力すべりによる正断層が13万年前から活動していないということを根拠として、そのH断層系の断層が、逆断層を切っていないから、活動性のある逆断層は敷地内にないと主張しています。私たちは、少なくとも、A-17が活動性のある逆断層だと主張しています。中部電力は、訴訟において、A-17断層に関する自らの主張を明確にすべきです。

弁護士 鈴木 敏 弘